

鳥取県立鳥取砂丘こどもの国委託業務仕様書

この仕様書は、鳥取県立鳥取砂丘こどもの国（以下「こどもの国」という。）の管理業務、施設及び設備の保守・管理業務、イベント業務等を実施するための仕様を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、その管理に当たっては、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行い、快適な施設環境を作るとともに、各種機器類の性能を常に最良の状態に維持し、故障の予防、設備の恒久化に努め、各種事業を誠実に遂行するものとする。

第1 共通事項

- 1 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、特定の団体等に有利又は不利になる運営をしないこと。
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第40条に基づく児童厚生施設であること及び鳥取県立鳥取砂丘こどもの国設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第19号）第2条の規定により「自然とのふれあいや遊びを通じて子どもたちが憩い楽しめる場を提供し、もって児童の健全な育成に資する」ことを目的としていることを念頭に、児童の健全育成を主たる目的として運営を行うこと。
- 3 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な運営を行うとともに、経費の節減に努めること。
- 4 利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- 5 省エネルギーに努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した運営を行うこと。
- 6 鳥取県（以下「県」という。）と密接に連携を図りながら、管理運営を行うこと。
- 7 関係する各種法令、県の条例及び規則等を遵守すること。

第2 管理業務に関する事項

1 管理業務

(1) 利用の許可

管理施設の利用の許可について、こどもの国条例第7条第2項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き利用の許可を行うこと。

また、管理上必要があると認めるときは利用許可に条件を付すること。

ア 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

イ 管理施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあると認められるとき。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

エ アからウまでのほか、管理施設の管理上支障があるものとして、こどもの国条例第7条第2項第4号に規定する規則で定める場合に該当するとき。

(2) 利用の制限

こどもの国条例第8条第2項の規定に基づき、次の行為をした者又はそのおそれのある者に対して、管理施設への入園を拒み、又はこどもの国からの退去を命ずることができること。

なお、オの規則は現在制定していないが、今後制定した場合には対応できること。

ア 管理施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をする者

イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、飲食をし、又は火を使用する者

ウ みだりに空き缶、空き瓶その他のごみを捨てる者

エ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をする者

オ アからエのほかこどもの国条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める行為をする者

(3) 利用の許可の取消し

管理施設の利用許可について、こどもの国条例第10条の規定に基づき、以下のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができること。なお、アの規則は、現在制定されていないが、今後制定した場合は対応できること。

ア こどもの国条例若しくはこどもの国条例第10条第1号に規定する規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

イ こどもの国条例第9条の命令に従わないとき。

ウ 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

エ 利用許可の条件に違反したとき。

オ 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。

カ アからオまでのほか、管理施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(4) 配置人員等

ア 委託業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。

イ 管理責任者として園長相当職を1名配置すること。

ウ 木工工房及び砂の工房には、それぞれの工房に係る専門的知識を有し、かつ利用者の技術指導を行える職員を各1名以上配置すること。

エ 児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条に定める職員（児童の遊びを指導する者）を配置すること。

オ キャンプ場利用期間（5月の第3週の土曜日から10月末日まで。その他指定管理者が知事の承認を得て定めた利用期間を含む。以下同じ。）には、管理時及び緊急時の対応が可能な職員を常時1名以上配置すること。

カ 消防法（昭和23年法律第186号）第8条で規定する防火管理者を定めること。

キ 指定管理者は、AED（自動体外式除細動器）を使用するための講習会を受講した職員を常時1名以上配置すること。

ク 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

ケ その他施設の管理に当たって、資格、免許等が必要な場合は、その資格を有するものを配置すること。

(5) 施設の受付・案内等

ア 指定管理者は、利用者への応接、電話での問合せ等について、適切な対応を行うこと。

イ 施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をするとともに、改善の措置を講じることとし、それらの内容を県へ速やかに報告すること。

(6) 緊急時の対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画を作成し、緊急事態の発生時には的確に対応すること。

イ 利用者、来園者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、的確に対応すること。

(7) 業務の執行及び財産の状況の監査

指定管理者（地方公共団体を除く。）の業務の執行及び財産の状況の監査を職務とする理事以外の役員の職にある2人以上の者（役員に準ずる職にある者を含む。）に、次に掲げる職務を行わせるものとする。

ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状

況を監査すること。

イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（以下「総会等」という。）及び知事へ報告すること。

ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

2 収支状況の管理

(1) 試算表の作成

毎月の収入支出の状況を明らかにする試算表を毎月作成すること。

(2) 収支帳簿の作成及び証憑書類の整理・保存

収入支出に係る帳簿を作成するとともに、証憑書類を整理し、これらを指定期間終了後5年間保存すること。

3 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後又は指定の取消し等により、業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なくこどもの国の業務を遂行できるよう次期指定管理者へ引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく次期指定管理者へ提供するものとする。

第3 施設及び設備の保守・管理業務に関する事項

指定管理者が行う特記すべき最低限の保守・管理業務は、次のとおりとする。その他、次の事項に留意して施設及び設備の保守・管理業務を行い、必要な措置を講ずること。

- ・利用者が快適に利用できる環境を維持し、並びに施設及び設備の利用促進を図ること。
- ・施設及び設備の機能及び環境を維持すること。
- ・関係法令を遵守すること。

1 清掃

(1) 建物内清掃

ア 日常清掃

清掃内容及び実施頻度の最低基準は資料1「清掃業務仕様書」に定めるとおりとする。

イ 定期清掃

日常清掃では実施困難な部分について定期的に清掃を行うこと。清掃内容及び実施頻度の最低基準は、資料1「清掃業務仕様書」に定めるとおりとする。

(2) 屋外清掃

園内のゴミ拾いなどの清掃を随時行い、利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

(3) プール清掃

夏季の利用開始前及び利用開始後に清掃を行うこと。

(4) ゴミ収集・処理

ア 不可燃物のゴミ収集・処理について次のとおり行うこと。また、必要に応じて実施することとし、利用者が快適に利用できる環境を維持すること。

回収回数：5月、7月、8月は月4回

その他の月は月2回

イ 産業廃棄物

法令を遵守し、随時処理を行うこと。

(5) こどもの国北側臨時駐車場

こどもの国入園者用の駐車場として使用し、次のとおり清掃すること。

- ア 除草 (月1回)
- イ ゴミ不法投棄等の見回り (毎日)

2 消防

防火管理者又は消防設備士による機器点検 (外観・機能点検)、総合点検を実施すること。また、消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の3の3の規定に基づき、点検結果報告書を消防署へ提出すること。

なお、点検対象設備及び数量は資料2「消防点検設備一覧表」のとおりである。

3 電気設備

電気事業法 (昭和39年法律第170号) に基づく保安規程に従い、電気主任技術者による自家用電気工作物の月次点検及び年次点検を行うこと。

受電設備 容量800kVA (電圧6,600V)

4 警備

(1) 火災に対する適切な対応を図ること。

- ア 火災を発見した時の通報及び消火活動その他の処置
- イ 消防署及び鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課 (以下「子育て応援課」という。) 又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

(2) 防犯に対する適切な対応を図ること。

- ア 侵入者等の潜伏・徘徊を発見した時の処置
- イ 警察署及び子育て応援課又は指定する緊急連絡者への通報及び連絡

(3) 休園日及び閉園時間においても (1) (2) と同様に適切な対応を図ること。

5 保険

施設入場者傷害保険及び施設賠償責任保険に加入すること。また、賠償額の最低基準は次のとおりとすること。

(1) 施設入場者傷害保険

対人賠償額

- a 死亡、後遺障害 1,000,000円 (1名につき)
- b 入院保険金日額 1,500円 (1名につき)
- c 通院保険日額 1,000円 (1名につき)

(2) 施設賠償責任保険

ア 対人賠償額

- a 1名 100,000,000円
- b 1事故 1,000,000,000円

イ 対物賠償額

1事故 50,000,000円

6 植栽管理業務

次のとおり植栽管理を行うこと。

(1) 園内造園保守

- ア 芝生 (面積: 32,357㎡)
刈り込み (2回) 薬剤除草 (2回) 施肥 (3回) 病虫害防除 (2回)

- イ 中低木^{剪定} 1回
- ウ 樹木施肥 1回
- エ 草地薬剤除草 1回
- オ その他園内の除草 随時
- カ 森林管理 随時

(2) 松くい虫防除薬剤樹幹注入

松の健全木の樹幹に孔を開け、薬剤を注入し、マツノザイセンチュウの進入増殖を防止すること。この場合において、薬剤は防除効果が2年以上持続するものを使用することとし、年度中に防除効果が失われる松に対して薬剤注入を行うこと。

7 既存施設及び設備の保守・点検

施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、利用者へのサービス及び安全性の確保を図るとともに、適用を受ける関係法令を遵守して維持管理を行うこと。

(1) 空調設備・自動制御設備

年1～2回の定期点検を行うこと。点検対象設備及び点検回数は資料3「空調設備・自動制御設備点検仕様書」による。

(2) 遊具

ア 専門業者による点検

次に記載のものについては専門業者による点検を行うこと。

- a 木製塔遊具 (年3回以上)
- b 空中回廊 (年3回以上)
- c ウォータースライダー (年3回以上。電気・ポンプ保守は年1回以上)
- d サイクルモノレール・レールトレイン (年3回以上)
- e コンビネーション遊具 (年3回以上)

イ その他遊具の点検

アに定めるものを含む園内全ての遊具において、職員による点検を1日3回以上行い、機能の維持及び利用者の安全確保を図ること。

ウ 通常設置すべき遊具

原則、設置されている遊具は全て使用可能な状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を速やかに講ずること。また、撤去を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

(3) 建物環境衛生管理

ア 受水槽の清掃

水道法(昭和32年法律177号)及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づき、建築物の環境衛生維持の状況を確認するとともに、安全かつ衛生的な給水を行うため、受水槽の清掃を行うこと。

イ 簡易専用水道定期検査

設置されている受水槽について、水道法第34条の2第2項に基づく定期検査を1年間に1回受けること。

- ・受水槽有効容量：94.9m³

ウ プール水質検査

年1回、水質検査を受検すること。

また、利用者が安全快適かつ衛生的に利用できるよう、適切な管理を行うこと。

エ 地下タンク検査及び埋設設備漏洩検査

消防法第14条の3の2に基づく検査を受けること。

- ・タンク容量 1.5キロリットル(灯油)

- ・点検実施設備
タンク・吸引管・通気管・戻り管・検知層
- オ ウォータースライダー昇降機定期点検
年1回、建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第4項の規定により、定期点検を行うこと。
- カ サイクルモノレール定期点検
年1回、建築基準法第12条第4項の規定により、定期点検を行うこと。
また、探傷試験の実施方法及び回数については関係法令に基づき適正に行うこと。

(4) その他設備

ア 電話機保守点検

1月に1回以上、専門業者による保守点検を行い、正常に動くよう保守業務を行うこと。

・対象設備

CXデジタル電子交換機 一式（HITACHI社製）

デジタル多機能電話機 8台（HITACHI社製）

PHS携帯電話機 4台（NTT DOCOMO）

一般電話機 13台（NTT）

イ 自動ドア保守点検

年2回以上、専門業者による保守点検を行い、正常に動くよう保守業務を行うこと。

・対象設備

両引きエンジンDC-5SSIセンサー式 2台

片引きエンジンDC-5PSIセンサー式 6台

ウ 多目的ホール電動ステージ保守点検

年1回以上、専門業者による点検整備を行い、正常に動くよう保守業務を行うこと。

・対象設備

電動式収納ステージ DS-10スタンダード一式

・点検項目

本体、外部点検、組立接合部点検、車輪及びワイヤロープ部点検、減速機部点検、スイッチボックス部点検、リミットスイッチ部及び警報用ブザーの点検、部品部材の交換

(5) 施設の巡回

随時巡回を実施することとし、利用者の安全確保に資すること。

閉鎖しているパードケージについては、進入禁止措置を行うとともに、随時巡回を実施し、維持管理を行い、利用者の安全確保に資すること。

8 AED（自動体外式除細動器）の取扱い

(1) 指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用できるようAEDの管理を行うこと。

※ AEDについて

県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置する。

AEDとは、突然の心停止者の心臓のリズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうかを自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器である。

(2) 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。

ア AEDを常時使用できるよう最低年1回定期点検すること。

- イ AEDを使用した後においては、次回以降使用できるか否か点検すること。
- (3) 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を常時1名以上配置すること。

9 J-ALERT（全国瞬時警報システム）の取扱い

- (1) 県は、緊急地震速報等を活用して施設利用者や職員の安全確保、地震被害等の軽減を図ることを目的としてJ-ALERTを設置しており、指定管理者は、同システムが有効に活用されるよう理解を深め、適切に管理運用し、施設利用者の安全確保に努めること。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要

緊急地震速報のほかに、津波警報、国民保護に関する情報などを館内に自動的に放送するシステム

- (2) 指定管理者は次のとおり維持管理を行うこと。

- ア 速報発表時にとるべき行動を緊急時の対応要領に盛り込み、従業員に対して周知に努めること。J-ALERTを常時使用できるように最低年1回定期点検すること。
- イ J-ALERTを利用した操作訓練や避難訓練等の実施に努めること。

10 施設及び設備の新規設置

指定管理者は、こどもの国の来園者へのサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができる。設置する施設及び設備についての留意事項は次のとおりとする。現在の自動販売機の設置状況については資料4「こどもの国自動販売機設置状況一覧」のとおりである。

- (1) 施設及び設備の新規設置

ア 設置計画書の提出

既存の施設以外に施設及び設備を新たに設置する場合には、設置計画書を提出し、県の承認を得なければならない。

イ 留意事項

- (ア) 設置する施設及び設備は、指定期間終了後に簡易に撤去可能なものとする。したがって、大規模かつ恒久的な施設及び基礎を有する構造物については、原則として認めない。
- (イ) 児童厚生施設としてのこどもの国の理念に反するものでないこと。
- (ウ) こどもの国の利用者を対象とした施設であること。
- (エ) 設置及び指定期間終了後の撤去に係る費用は、指定管理者の負担とすること。
- (オ) 遊具等の設備については、社団法人日本公園施設業協会作成の「遊具の安全に関する基準」を満たし、こどもの国の設置目的に基づく自然に親しむものであること。

- (2) 自動販売機の設置

ア 設置の報告

施設内での自動販売機設置については、施設利用者の利便性の向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。この場合においては、設置した自動販売機の設置業者、販売物等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

イ 留意事項

- (ア) 追加設置に当たっては、施設の目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、必要最低限の台数を設置すること。
- (イ) 設置に当たっては、次の点を要件とすること。
 - a 原則として、自動販売機に収納するものは飲食物とし、児童厚生施設としてのこどもの国の理念に反するものを販売することができない。

- b アルコール類を含む飲料及びたばこ等児童厚生施設にふさわしくない物品の販売を目的とする自動販売機の設置は認めない。
- (ウ) 自動販売機等の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- (エ) (ウ)の再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の管理の期間の終期を限度とすること。

第4 イベント等業務に関する事項

1 砂の工房及び木工工房の運営

指定管理者は、砂の工房及び木工工房の管理運営を行わなければならない。

工房においては、利用者が創作体験活動を行えるメニューを整備するとともに、専門的知識を有し、技術指導を行える職員を各1名以上配置しなければならない。現在各工房で行える体験メニューは資料5「砂の工房メニュー・木工工房メニュー」のとおりである。

また、開園時間中、砂の工房及び木工工房は常時開設すること。

2 レストラン及び売店の運営

(1) レストランの運営について

指定管理者は、来園者へのサービス向上と施設の有効利用を図るため、既存のレストラン施設を活用し、利用者へのサービスの提供を行うこと。運営は、指定管理者自身が実施するほか専門業者に委託することができることとする。専門業者に委託した場合は、業者名、販売物、契約内容等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

その他、運営に当たっては、次の点に留意すること。

ア 日曜日及び土曜日、ゴールデンウィーク期間中並びに夏休み等小中学校の長期休暇期間中は、原則として開設すること。

イ レストランの運営に当たっては、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項に基づく飲食業の営業許可を受けることとし、関係法令を遵守し、又は再委託業者に遵守させること。

(2) 売店の運営について

指定管理者は、来園者へのサービス向上と施設の有効利用を図るため、既存の売店施設を活用し、利用者へのサービスの提供を行うことができることとする。運営は、指定管理者自身が実施するほか専門業者に委託することができることとする。専門業者に委託した場合は、業者名、販売物、契約内容等を業務報告書に記載し、県に報告すること。

また、室内改装のほか機械器具の設置等は、県の承認を受けてから実施することとし、原則として指定管理者の負担とする。

3 キャンプ場の運営

(1) 利用期間及び時間

5月の第3週の土曜日から10月末日までの期間を利用期間に必ず含むこと。また、当該期間中は、終日の利用ができるよう運営すること。

(2) 利用許可の方法

利用申込及び許可並びに利用許可した事項の変更の許可を行うこと。

(3) 利用に伴う注意事項の作成

キャンプ場使用の注意事項を定め、利用許可の際には利用者に周知すること。

なお、作成した注意事項は、県に提出することとし、以下のことについて必ず定めること。

ア ゴミの持ち帰りについて

- イ キャンプファイヤー、炊事等火気を取り扱う際の注意事項について
- ウ 貸出用品の使用上の注意について
- エ 緊急時の連絡及び対応方法について
- オ その他利用者の安全及び施設環境の維持に必要な事項について
- カ キャンプ場利用者等の夜間早朝の施設外への出入りについて

(4) 配置職員

管理及び緊急時の対応が可能な職員を1名配置すること。

(5) 貸出用品について

以下のとおり、貸出可能な用品を備え付けること。ただし、代わりに県の承認を得て同等以上の機能を有する物品を備え付ける場合はこの限りでない。

用品名		備付数	用品名	備付数
テント		20	まな板	20
プロパンガスセット		5	飯しゃもじ	20
鉄板		10	汁おたま	15
バーベキュー網コンロ		10	大皿	140
飯盒	5合	30	コップ	120
大なべ	Φ33cm	16	スプーン	140
やかん	4リットル	20	フォーク	140
包丁		40	なた	10
アルミ小皿・3点セット		170		

4 イベントの実施

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、ゴールデンウィーク期間中の平日、夏休み等小中学校の長期休暇中等にこどもの国及びその周辺の環境を利用して行う鳥取砂丘周辺の自然保護と自然環境への関心を高める事業、幼児期の子どもと家族とのふれあいの場を提供する事業等を実施し、こどもの国の利用促進を図ること。現在行っているイベントは資料6「イベント実施状況」の通りである。

(1) 趣旨

- ア 学校週5日制の受け皿づくりとして、家の中に引きこもりがちな子どもたちに対して、学び遊べる場を提供するとともに、親子が学び、ふれあえる催しを行う。
- イ 子どもが健やかに育成されるよう、子どもの素晴らしさ、子育ての楽しさが感じられる契機として児童福祉週間（5月5日～11日）の時期にイベントを開催する。

(2) 実施時期

- ア 児童福祉週間（5月5日～11日）
- イ 長期休暇期間中（春・夏・秋・冬休み）
- ウ ゴールデンウィーク期間中の平日その他の連休
- エ 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 事業内容

- ア 自然とふれあう事業、創作・体験活動、親子が学びふれあう機会の提供等施設の趣旨に適合したイベントを年間80日以上実施すること。
- イ その他、過去3年間の実績を参考に、計画的に集客事業を実施すること。

(4) 利用者の意見の把握及び対応

事業に対する利用者の意見を把握し、次年度の事業計画に反映させ、利用者の満足度を進めていくこと。

5 その他自主事業

指定管理者が自主事業を行う場合は、あらかじめ県の承認を得るものとする。

自主事業が児童厚生施設としてのこどもの国の理念に反する場合は、承認しない場合もありうる。

事業計画書において提案された自主事業は、指定期間開始前に個別に承認するほか、随時承認申請を受け付ける。

第5 その他

1 備品

※ 備品

性質、形状を変えことなく長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が5万円（図書にあっては1万円）以上の物品。

(1) 維持管理

指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、備品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。

(2) 所有権の帰属

県が貸与した備品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した備品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

(3) 県に帰属する備品の処分

指定管理者は、県の所有に帰属する備品が不用となった場合には、県に返還すること。

(4) 備品台帳による整理

(3)により備品の数量等に異動があった場合及び県が新たに備品を貸与した場合は、県が提示した備品台帳により整理すること。

(5) 県物品の貸付

県は、資料7「県貸付対象物品一覧」に記載する備品については、指定管理者へ無償で貸し付け、県及び指定管理者で貸付契約を締結する。

2 行政財産等の目的外使用許可・許可申請等

(1) 県が直接行う使用許可の範囲

指定管理者の業務範囲である利用許可以外の許可（行政財産の目的外使用許可）は、県がその許可事務を直接行うため、該当申請があれば速やかに県に連絡すること。

なお、管理施設の公有財産について、県が事業を行う上で必要と認めるものについては、鳥取県公有財産規則（昭和39年鳥取県規則第27号）に基づき、指定管理者以外の者に使用許可を行う場合がある。現在、県が行っている使用許可は資料8「県行政財産使用許可等一覧」のとおりである。

(2) 県以外が所管する財産の使用許可申請等

こどもの国の管理運営に伴い、県以外が所管する財産を使用する場合の許可申請等は県が行う。許可申請等を受けたものについては、その使用目的に供して利用することを条件に使用することができる。現在、許可等を受けているものは、資料8「県行政財産使用許可等一覧」のとおりである。

3 修繕

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を適正な利用に供するよう日常的に保守点検を行い、施設等の保全に努めること。

また、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性を確保するために必要な応急措置を行うとともに、施設の修繕に係る経費のうち発注1件当たり2,500千円未満の修繕にあっては指定管理者の負担により行い、それ以外のものは県の負担により行うこと。

修繕する内容については、指定管理者が修繕が必要と判断したもののほか、県が施設の管理上必要と判断したものについても、指定管理者は県の指示により修繕を行うこと。

※修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。

4 広報

施設の広報活動及び情報提供のために、ホームページの更新や施設案内パンフレット作成・配布等を行うこと。また、県及び市町村の広報媒体の活用、各集客施設相互の連携を図る等の広報宣伝活動を行うこと。

5 関係書類の整備

管理に当たっては、業務日誌、作業記録等の業務関係書類を作成し、指定期間終了後5年間保管するものとする。

6 事故、故障等異常時の措置

施設内において、事故又は故障が発生したときは、速やかに鳥取県福祉保健部子育て王国推進局子育て応援課（以下鳥取県子育て応援課）に報告し、指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

ただし、緊急を要する場合又は軽微な事故若しくは故障の場合は、指定管理者において必要な措置を講ずるものとする。この場合においても、措置後速やかにこれらについて、鳥取県子育て応援課に報告すること。

7 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、次のとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合い見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

8 その他

- (1) こどもの国の園内は、全面禁煙であること。
- (2) 駐車場における違法な駐車に関する見回りを行うこと。（毎日）

なお、違法な駐車が一定期間継続する場合は、鳥取県子育て応援課にその内容を報告すること。

9 添付資料

- (1) 清掃業務仕様書（資料1）
- (2) 消防点検設備一覧表（資料2）
- (3) 空調設備・自動制御設備点検仕様書（資料3）
- (4) こどもの国自動販売機設置状況一覧（資料4）
- (5) 砂の工房メニュー・木工工房メニュー（資料5）
（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国ホームページ参照
<http://kodomonokuni.tottori.jp/chrge/index.cgi>）
- (6) イベント実施状況（資料6）
- (7) 県貸付対象物品一覧（資料7）
- (8) 県行政財産使用許可等一覧（資料8）